

主治医研修

(3) 主治医意見書の具体的な記載方法1
診断名・症状としての安定性・特別な医療

診断名

- 40-65歳未満の場合「特定疾病」を必ず記載する。
- 65歳以上の場合には、生活機能低下の原因になっている病名を中心に記載し、その他の病名については、「特記すべき事項に記載」する。

症状としての安定性

- 「生活機能低下の直接の原因となっている傷病による症状」の安定性を示す。
- 脳卒中や心疾患、外傷等の急性期、慢性疾患の急性増悪期で、積極的に医学的な管理が必要とすることが予想される場合は「不安定」を選択する。
- 現在の全身状態から、急激な変化が見込まれない時には「安定」を選択する。
- 進行性のがんで急激な悪化が見込まれる場合は、「特記すべき事項」ではなくこちらの項に記載する。
- 症状に日内変動、日差変動があれば、介護者からの情報に留意が必要。

生活機能低下の直接の原因となっている傷病
または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療

- 生活機能低下と関連が深い事項について
要点を記載する。
- 明らかな疾病がなくても、外出の減少、
配偶者との死別や転居、社会参加の機会
の減少などさらに生活機能の低下を引き
起こす要因があれば、具体的に記載する。

特別な医療

- 申請者が過去14日間に受けた12項目（次ページ参照）の医療のうち、看護職員等が行った診療補助行為（医師が同様の行為を診療行為として行った場合を含む）
- 医師でなければ行えない行為、家族・本人が行える類似の行為は含まない。

特別な医療

【処置内容】

- ・点滴の管理
- ・中心静脈栄養
- ・透析
- ・ストーマの処置
- ・酸素療法
- ・レスピレーター
- ・気管切開の処置
- ・疼痛の看護
- ・経管栄養

【特別な対応】

- ・モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）
- ・褥瘡の処置

【失禁への対応】

- ・カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル等）